

(閲覧・契約用)

令和 8 年度 新県体第8-5号

高知県高知市棧橋通2丁目1番53号 他

新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務 設計書

委託日数 又は完成期限	540日
令和 8 年 6 月	作成

設計委託料算定内訳

令和6年1月9日付け国土交通省告示第8号による建築物の類型は、  
第一号第1類及び第三号第1類の複合とする。

業務価格	_____	円
消費税相当額	_____	円
合計	=====	円

## 設計対象工事

1. 本委託業務は下記工事の基本・実施設計を行うものである。

- (1) 新県民体育館整備事業工事 一式  
・延べ床面積 約24,333㎡（内駐車場 約6,833㎡含む）

※電気設備、機械設備、屋外付帯工事等一式含む。

※基本設計の履行期限は、着手後300日以内とする。

※実施設計においては計画通知の申請業務を含む。

（構造計算適合性判定手数料及び建築物エネルギー消費性能適合判定手数料含む）

I 業務概要

1. 業務名称 ( 新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務 )

本業務は、**建築主体・設備一括工事** の設計委託業務である。

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 ( **新県民体育館** )

(2) 施設の場所 ( 高知県高知市棧橋通2丁目1番53号 他 )

(3) 施設用途 ( **体育館** )

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 ( **約17,950** m<sup>2</sup> )

b. 用途地域及び地区の指定 ( **商業地域及び第一種住居地域** )

※用途地域の変更について、高知市と協議中

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積 ( **約24,333m<sup>2</sup> (内駐車場 約6,833m<sup>2</sup>含む)** )

b. 主要構造 ( **未定** )

c. 浄化槽構造・規模 ( **下水道 (合流区域)** )

d. 耐震安全性の分類

[ 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」 (平成25年3月29日付け  
国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号) による耐震安全性  
の分類は以下のとおりとする。 ]

1) 構造体 **Ⅱ** 類

2) 建築非構造部材 **A** 類

3) 建築設備 **甲** 類

(3) 概算工事費 (消費税相当額を除く)

**19,170,000**千円

(4) 予定工期 ( 令和 **11** 年 **1** 月  日 ~ 令和 **13** 年 **7** 月  日 )

(5) 設計コンセプト

詳細については別添の新県民体育館整備等基本計画のとおり。

(6) その他の条件 (基本的な考え方)

業務に先立って、新県民体育館整備等基本計画の課題抽出及び検討を行うこと。

## II 業務仕様（共通）

契約書の規定による「共通仕様書」は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）とする。

### 1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印の付いたものは、■印の付いたものを適用する。

### 2. 管理技術者の資格要件

1) 管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級または二級建築士
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士

2) 各担当技術者は下記 a. b. c. の要件を満たすものとする。

建築主体、電気設備、機械設備の各担当の兼任は不可とする。

a. 建築主体担当 （管理技術者との兼任（□可 ■不可））

■建築士法による一級建築士

b. 電気設備担当 （管理技術者との兼任（□可 ■不可））

■下記 ① ② のいずれかの要件を満たすもの

① 下記 7) 1) の両方の要件を満たすもの

7) 建築士法による一級建築士

1) 建築士法による建築設備士

（上記について、「一級建築士」「建築設備士」の2名配置でも可とする。その場合の「一級建築士」については、管理技術者との兼任を可とする。）

② 建築士法による設備設計一級建築士

c. 機械設備担当 （管理技術者との兼任（□可 ■不可））

■下記 ① ② のいずれかの要件を満たすもの

① 下記 7) 1) の両方の要件を満たすもの

7) 建築士法による一級建築士

1) 建築士法による建築設備士

（上記について、「一級建築士」「建築設備士」の2名配置でも可とする。その場合の「一級建築士」については、管理技術者との兼任を可とする。）

② 建築士法による設備設計一級建築士

d. 構造担当 （管理技術者との兼任（□可 ■不可））

■建築士法による構造設計一級建築士であること

### 3. 簡易プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、簡易プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制において当該業務を履行する。

#### 4. 業務の実施

##### (1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 設計委託が分割発注されている場合、受注者双方は設計委託業務において必要となる設計図及びCADデータは互いに無償貸与すること。
- d. 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- e. 現場並びに周囲の状況を十分調査し、工事中及び将来問題となる事項のないよう設計に配慮すること。
- f. 機器、器具の選定及び配置については、プロット図等により事前に調査職員の承認を得ること。
- g. 関係法令を遵守し、関係官公庁及び各事業者等と十分打ち合わせを行い、その内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うこと。
- h. 設計委託が分割発注されている場合  
納まり上問題となるピット、パイプシャフト、換気口、埋め込み器具の穴明け、補強筋、点検口等必要事項は、相互において十分検討協議を行い、遺漏のないようにすること。
- i. 建築基準法等関係法令上必要となる計算等は図面上に記載すること。
- j. 特殊な工法等について  
受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等（以下「特殊な工法等」という。）を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。（「共通仕様書」3.3 2.）  
この場合、特殊な工法等を採用する理由並びに価格及びライフサイクルコストの比較その他調査職員の指示による資料を提出すること。  
なお、特殊な工法等の製造者等は原則として3者以上であること。また、計算等が製造者等ごとにそれぞれ必要となる場合は、原則として3者以上について設計図を作成し計算等を行うこと。
- k. 個人情報の保護について  
受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報等を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。  
個人情報等の取扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。  
なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

（参考）個人情報保護制度に関するアドレス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

各打ち合わせ記録は、書面にして調査職員に提出すること。

- a. 業務着手時
- b. 施工計画の検討
- c. その他調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

5. 成果物の提出場所 ( 土木部建築課 )

データを電子媒体(CD-R等)で提出する場合は、電子納品運用に関するガイドライン(委託業務編)に準じたものとする。

県庁ホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/cals-dl/>)

電子納品運用に関するガイドライン 委託業務編 参照

6. その他

(1) ■ 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出

本業務の落札者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の「建築士法第22条の3の3による記載事項(変更)届出書」により契約時に発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。

(※ 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300㎡を超える業務が適用対象。)

(2) 建築設計等委託業務の成績評定

当初業務委託料が500万円以上の場合、成績評定の対象となる。

(高知県土木部建築課ホームページ:「高知県建築設計等委託業務成績評定要綱・要領」参照)

(3) 調査職員との連絡を密にし、打ち合わせを行った後に作業に取り掛かること。

(4) 受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

(5) 本業務の委託料には、特別経費として次の経費を含んでいる。

RIBC使用料	33,000	円	(消費税込)
計画通知手数料	320,000	円	(非課税)
構造計算適合性判定手数料	1,386,800	円	(非課税)
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	874,000	円	(非課税)

### Ⅲ 業務仕様（基本設計）

#### 1. 設計業務の範囲

##### (1) 一般業務

- 建築（意匠）基本設計
- 建築（構造）基本設計
- 建築（外構）基本設計
- 設備（電気）基本設計（EV含む）
- 設備（機械）基本設計

##### (2) 追加業務

- 透視図作成 [種類（彩色）判の大きさ（A3）枚数（14）  
額の有無（有）及び材質（アルミ）  
種類（鳥瞰図2面・外観6面以上・内観6面以上）]

##### (3) 適用基準等

IV及びVに準ずる。

##### (4) その他

基本設計については、建築設計業務委託契約書第38条（部分引渡し）の「指定部分」に指定し、着手後300日以内で完成し、部分引渡しを受けるものとする。

## 2. 成果物

成果物	
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計条件の整理</li> <li>■ 計画方針</li> <li>■ 建築(意匠)基本設計 (計画説明書、計画図、仕様概要書、仕上げ概要表を含む)</li> </ul>
構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 構造計画説明書 (設計趣旨、計画概要を含む)</li> <li>■ 構造設計概要書 (仕様概要、計画図を含む)</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設備計画説明書 (設計条件の整理、計画方針を含む)</li> <li>■ 設備設計概要書</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事費概算書</li> <li>■ 各種技術資料</li> </ul>
追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 透視図</li> </ul>

## 3. 提出部数等

成 果 物	部 数	摘 要
a. 設計図書		
■ 2つ折り縮小製本	4	2. で指定した成果物を2つ折り時のサイズがA4判になるように図面を縮小し、2つ折り製本したもの
■ 電子データ	1	上記2つ折り縮小製本をPDFファイルにしたもの
b. その他資料		
■ 各計算書、技術資料等データ	1	成果物のうち、計算等についてはデータを提出すること。
■ CADデータ	1	原則としてCD-Rで提出する。データ形式は、[JWW形式]とし、他の形式により提出する場合はJW_CADで読込が可能な形式とすること。なお他の形式で提出する場合は、元データとの整合性を取ることに。
■ 透視図	1	電子データ共

※上記に示す電子データは原則としてCD-Rで提出すること。

#### IV 業務仕様（建築主体）

##### 1. 設計業務の範囲

###### (1) 一般業務

###### 実施設計

- 建築（意匠）実施設計
- 建築（構造）実施設計

###### (2) 追加業務

- 建築積算業務（ ）
- 透視図作成 [種類（彩色）判の大きさ（A3）枚数（14）  
額の有無（有）及び材質（アルミ）  
種類（鳥瞰図2面・外観6面以上・内観6面以上）]
- 透視図の写真撮影 [カット枚数（ ）  
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）]
- 模型制作 [縮尺（1/400、大きさ1㎡程度）  
主要材料（アクリル・ABS樹脂・ポリスチレン樹脂等）  
ケースの有無（有）及び材質（アクリル）]
- 模型の写真撮影 [カット枚数（ ）  
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）]
- 計画通知及び確認申請手続き業務（確認済証の交付を受けること）
- 構造計算適合性判定申請用務
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請業務
- 各種法令・条例に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続き  
及びこれに付随する詳細協議)
- 市町村指導要綱による中高層建築物及び集合住宅の届出書の作成及び  
申請手続き業務  
(標識看板の作成、設置報告書の届出、日影図の作成)
- 高知県浄化槽指導要綱による届出業務
- LCC（ライフサイクルコスト）代替案の比較検討（電気・機械設備含む）

###### (3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

- a. 建築（ ）年版等（ ）
- 建築工事設計図書作成基準（ R 2 ）
- 建築設計基準（ R 7 ）
- 建築構造設計基準（ R 3 ）
- 建築工事標準詳細図（ R 4 ）
- 擁壁設計標準図（ H 1 2 ）
- 構内舗装・排水設計基準（ H 2 7 ）
- 官庁施設的环境保全性基準（ R 7 ）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（ H 2 5 ）

■ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(	H	8	)
■ 敷地調査共通仕様書	(	R	4	)
■ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	(	R	7	)
□ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	(	R	7	)
□ 公共建築木造工事標準仕様書	(	R	7	)
□ 建築物解体工事共通仕様書	(	R	4	)
□ 木造計画・設計基準	(	R	7	)
■ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例	(	高知県		)

b. 建築積算

■ 公共建築工事積算基準	(	R	5	)
■ 公共建築工事標準単価積算基準	(	R	7	)
■ 公共建築数量積算基準	(	R	5	)
■ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）	(	R	5	)

2. その他

(1) 地震地域係数  $Z=1.0$  とする。

(2) 吊り天井の脱落対策について

特定天井（建築基準法施行令第39条第3項の特定天井をいう。以下同じ。）に該当する天井に加え、屋内運動場等の大規模空間の主室（倉庫や廊下等は含まない）については、高さが6mを超える天井、又は、水平投影面積が200㎡を超える天井についても、特定天井の構造基準に準拠して脱落対策を行うこと。

(3) 鉄骨工事に用いる鋼材の規格は、以下の通りとする。

- 主要な架構を構成する部材（柱、大梁等）はSN、STKN、BCP、BCRとし、その他の二次部材は、公共建築工事標準仕様書7.2.1に規定するとおりとする。
- 公共建築工事標準仕様書7.2.1に規定するとおりとする。

### 3. 成果物

成 果 物		縮 尺	摘 要	
一般 業 務	意	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 仕様書</li> <li>■ 仕様概要書</li> <li>■ 仕上表</li> <li>■ 面積表及び求積図</li> <li>■ 敷地案内図</li> <li>■ 配置図</li> <li>■ 平面図（各階）</li> <li>■ 断面図</li> <li>■ 立面図（各面）</li> <li>■ 矩形図</li> <li>■ 展開図</li> <li>■ 天井伏図</li> <li>■ 平面詳細図</li> <li>■ 断面詳細図</li> <li>■ 部分詳細図</li> <li>■ 建具表</li> <li>■ 外構図</li> <li>■ 計画通知申請図</li> <li>■ 省エネルギー計算書</li> <li>■ 仮設図</li> </ul>	<p style="text-align: center;">1/200</p> <p>1/100～1/200</p> <p>1/100～1/200</p> <p>1/100～1/200</p> <p style="text-align: center;">1/100</p> <p>1/20～1/50</p> <p style="text-align: center;">1/50</p> <p>1/50～1/200</p> <p>1/20～1/50</p> <p>1/20～1/50</p> <p style="text-align: center;">適宜</p> <p>1/20～1/50</p> <p>1/50～1/200</p>	
	構 造	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 構造設計図</li> <li>(7) 伏図</li> <li>(イ) 軸組図</li> <li>(ウ) 各部断面図</li> <li>(エ) 標準詳細図</li> <li>(オ) 各部詳細図</li> <li>■ 構造計算書</li> <li>■ 仕様書</li> </ul>	<p>1/100～1/200</p> <p>1/100～1/200</p> <p>1/20～1/50</p> <p>1/20～1/50</p> <p>1/20～1/50</p>	
追加 業 務	意 匠 ・ 構 造	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築工事積算数量算出書</li> <li>■ 建築工事積算数量調書 （内訳明細書）</li> <li>〈作成手法〉 ■ 営繕積算システムRIBC</li> <li>■ 日影図</li> <li>■ 透視図</li> <li>■ 模型</li> <li>■ 各種技術資料</li> </ul>	<p>1/100～1/300</p> <p>法の定めによる日影図</p>	

(注) 営繕積算システムRIBCは、(一財)建築コスト管理システム研究所 (<http://www.ribc.or.jp/>)にて以外申込ができます。

#### 4. 提出部数等

※工事は分割して発注する場合がありますので、成果物の提出に先立ち、提出部数について調査職員と協議を行うこと。

成 果 物	部 数	摘 要
a. 設計図書		
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CADデータ</li> <li>■ PDFデータ</li> </ul>	1	原則としてCD-Rで提出する。データ形式は、[JWW形式]とし、他の形式により提出する場合はJW_CADで読込が可能な形式とすること。なお他の形式で提出する場合は、元データとの整合性を取ること。図面・内訳書データについてはPDF形式に変換したのもも提出すること。
<input type="checkbox"/> 施行伺用製本	1	図面を1枚毎に折りたたみ(A4判)裏表紙背張りを付けた後、工事費内訳明細書を綴り込めるように製本し、紐綴じにしたもの(背張り面に工事名を記入)
■ 2つ折り製本	1	図面サイズは設計原図サイズのまま(縮小しない)2つ折り製本したもの
■ 2つ折り縮小製本	3	2つ折り時のサイズがA4判(※1)になるように図面を縮小し、2つ折り製本したもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平綴じ図面 (工事施工用)</li> </ul>	1	A3判(※1)(各図面に建築士法第20条第1項の規定による記名を行い、左綴じ合わせとしたもの)
■ 計画通知書又は確認申請書及び関連書類と各々の控え	1式	電子データ共
■ 構造計算書	2	※上記関連書類に含まれる場合は別途提出不要
■ 省エネルギー関係計算書	1	
b. その他		
■ 透視図	1	電子データ共
■ 模型	1	
c. 資料		
● 工事積算数量算出書	1	
● 工事積算数量調書(内訳明細書)	1	電子データ共
● 見積書(3社以上)	1	比較表共
■ 打合せ記録簿	1	
■ 委託業務実施工程表	1	計画工程表と対比したもの
■ 営繕工事積算資料	1	県書式
■ 工事工程案	1	

●印の成果物は、履行期限の **30** 日前までに提出すること。

※1 … 設計原図サイズがA1判以上の場合は、図面サイズは調査職員と協議すること。

## V 業務仕様（建築設備）

### 1. 設計業務の範囲

#### (1) 一般業務

- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計

#### (2) 追加業務

- 電気設備積算業務
- 機械設備積算業務
- 計画通知及び各種申請手続き業務

（E Vは申請手続きに要する法的チェック業務のみ。届け出は対象外。）

高知県浄化槽指導要綱による届出業務

■ 省エネルギー関係計算書（モデル建物法による）の作成及び申請手続き業務

特定施設設置届出書（水質汚濁防止法関係）

#### (3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 設備	( 年版等 )
■ 建築設備計画基準	( R 6 )
■ 建築設備設計基準	( R 6 )
■ 電気設備工事設計基準	( 高知県 )
■ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	( R 7 )
■ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	( R 7 )
■ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	( R 7 )
■ 電気設備工事監理指針	( R 4 )
■ 機械設備工事設計上の申し合わせ	( 高知県 )
■ 機械設備工事施工要領	( 高知県 )
■ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	( R 7 )
■ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	( R 7 )
■ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	( R 7 )
■ 機械設備工事監理指針	( R 4 )
■ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例	( 高知県 )
■ 建築設備設計計算書作成の手引	( R 6 )
■ 建築設備耐震設計・施工指針	( 2014年版 )
<input type="checkbox"/> 雨水利用・排水再利用設備計画基準	( H 2 8 )
■ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	( H 2 5 )
■ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	( H 8 )
■ 官庁施設の環境保全性基準	( R 7 )
b. 設備積算	
■ 公共建築工事積算基準	( R 5 )
■ 公共建築工事標準単価積算基準	( R 7 )
■ 公共建築設備数量積算基準	( R 7 )
■ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	( R 5 )

## 2. 成果物

### (1) 電気設備

成 果 物		縮 尺	摘 要
一 般 業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表紙、特記仕様書、目次</li> <li>■ 敷地案内図</li> <li>■ 配置図</li> <li>■ 材料図</li> <li>■ 詳細図</li> <li>■ 系統図</li> <li>■ 単線結線図</li> <li>■ 姿図</li> </ul>	<p>1/200~1/500</p> <p>1/20~1/50</p>	<p>各設備毎、20枚以上は目次必要</p> <p>構内配線経路図共 機器及び付属品表</p> <p>受変電・自家発電設備配置図、断面図等 各設備毎</p> <p>受変電・自家発電設備、分電盤等</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電灯設備図</li> <li>■ 動力設備図</li> <li>■ 受変電設備図</li> <li>■ 自家発電設備図</li> <li>■ 避雷設備図</li> <li>■ 構内交換設備図</li> <li>■ 構内情報通信網設備図</li> <li>■ 拡声設備図</li> <li>■ インターホン設備図</li> <li>■ テレビ共同受信設備図</li> <li>■ 火災報知設備図</li> <li>■ ガス漏れ警報設備図</li> </ul>	<p>1/100</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中央監視制御設備図</li> <li>■ 昇降機設備図</li> <li>■ 防犯設備図</li> <li>■ 構内配線経路図</li> <li>■ 外灯設備図</li> <li>■ 各種計算書</li> </ul>		警報線含む
追 加 業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電気設備工事積算数量算出書</li> <li>■ 電気設備工事積算数量調書 (内訳明細書)</li> </ul> <p>〈作成手法〉 ■ 営繕積算システムRIBC</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各種技術資料</li> <li>■ 計画通知及び各種申請図書</li> <li><input type="checkbox"/> 防災計画書</li> <li><input type="checkbox"/></li> </ul>		EVは申請に要する法的チェックのみ

(注) 営繕積算システムRIBCは、(一財)建築コスト管理システム研究所 (<http://www.ribc.or.jp/>)にて以外申込ができます。

(2) 機械設備

	成 果 物	縮 尺	摘 要	
一 般 業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表紙、特記仕様書、目次</li> <li>■ 敷地案内図</li> <li>■ 配置図</li> <li>■ 屋外設備図</li> <li>■ 材料表</li> <li>■ 系統図</li> <li>■ 詳細図</li> </ul>	<p>1/200~1/500</p> <p>1/100~1/200</p> <p>1/20~1/50</p>	<p>各設備毎、20枚以上は目次必要</p> <p>機器及び付属品表</p> <p>配管、ダクト等</p> <p>機械室、便所、パイプシヤブ等</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 衛生器具設備図</li> <li>■ 給水設備図</li> <li>■ 排水設備図</li> <li>■ 給湯設備図</li> <li>■ 消火設備図</li> <li>■ ガス設備図</li> <li>□ 厨房機器設備図</li> <li>□ 実験台設備</li> <li>□ 尿尿浄化槽設備図</li> </ul>	<p>1/20~1/100</p> <p>1/100</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>撤去図、掘削断面図等</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 空気調和設備図</li> <li>■ 換気設備図</li> <li>■ 排煙設備図</li> <li>■ 自動制御設備図</li> </ul>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 機器詳細図</li> <li>■ 構造図</li> <li>■ 縦断図面</li> <li>□</li> <li>□</li> <li>□</li> <li>■ 各種計算書</li> </ul>	<p>1/20~1/50</p> <p>〃</p> <p>1/20~1/100</p>	<p>オイルタンク、サービスタンク等</p> <p>受水槽基礎等</p> <p>各部分断面、主要配管勾配図等</p>	
	追 加 業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 機械設備工事積算数量算出書</li> <li>■ 機械設備工事積算数量調書</li> <li>(内訳明細書)</li> <li>〈作成手法〉 ■ 営繕積算システムRIBC</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各種技術資料</li> <li>■ 計画通知及び各種申請図書</li> <li>□ 防災計画書</li> <li>□</li> </ul>		

(注) 営繕積算システムRIBCは、(一財) 建築コスト管理システム研究所 (<http://www.rIBC.or.jp/>) にて依頼申込ができます。

### 3. 提出部数等

※工事は分割して発注する場合がありますので、成果物の提出に先立ち、提出部数について調査職員と協議を行うこと。

成 果 物	部 数	摘 要
a. 設 計 図 書		
■ CADデータ	1	原則としてCD-Rで提出する。 データ形式は、[JWW形式]とし、他の形式により提出する場合はJW_CADで読込が可能な形式とすること。なお他の形式で提出する場合は、元データとの整合性を取ることに。
□ 施行伺用製本	1	図面を1枚毎に折りたたみ(A4判)裏表紙背張りを付けた後、工事費内訳明細書を綴り込めるように製本し、紐綴じにしたもの(背張り面に工事名を記入)
■ 2つ折製本	1	図面サイズは設計原図サイズのまま(縮小しない)2つ折り製本したもの
■ 2つ折縮小製本	3	2つ折り時のサイズがA4判(※1)になるように図面を縮小し、2つ折り製本したもの
■ 平綴じ図面 (工事施工用)	1	A3判(※1)(各図面に建築士法第20条第1項の規定による記名を行い、左綴じ合わせとしたもの)
b. そ の 他 の 資 料		
● 工事積算数量算出書	1	
● 工事積算数量調書 (内訳明細書)	1	電子データ共
● 計算書	1	① 電気設備 ■ 照明                      ■ 負荷設備容量 ■ 電圧降下                ■ 自家発電設備 ② 機械設備 ■ 構造                      ■ 衛生設備 ■ 空調設備 ③ その他 ■ 維持管理費            ■ 省エネルギー関係 ※A4判に製本し、表紙を付け工事名を記入する
● 見積書(3社以上)	1	比較表を含む
■ 打ち合わせ内容	1	
■ 委託業務実施工程表	1	計画工程表と対比したもの
□ 営繕工事積算資料	1	図書式

●印の成果物は、履行期限の10日前までに提出すること。

※1 … 設計原図サイズがA1判以上の場合は、図面サイズは調査職員と協議すること。

## 別記

### 個人情報等取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の報告)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ委託者（以下「甲」という。）に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (作業場所等の特定)

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

#### (従事者に対する教育)

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

#### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託の期間
- (3) 再委託の相手方

- (4) 再委託が必要である理由
  - (5) 再委託で取り扱う個人情報等
  - (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
  - (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
  - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
  - (2) 再委託をする業務の内容
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
  - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
  - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（提供の求めの制限）

- 第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人

番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、甲が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。

4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

3 甲は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第19 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、甲は乙又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

建築士法第22条の3の3による記載事項（変更）届出書

令和 年 月 日

(発注者)

様

(受注者)

住所

氏名

下記の業務について、建築士法第22条の3の3による記載事項を別紙のとおり届出ます。

記

【業務番号】：

【委託業務名】：

※ 本書は2部提出して下さい。

(受注者)

様

上記について受理しました。

令和 年 月 日

(発注者)

高知県知事 濱田 省司

別紙

1. 受注者の建築士事務所登録に関する事項

【建築士事務所の名称】：

【所在地】：

【区分・登録番号】：( )建築士事務所( )知事登録第 号

【開設者の氏名又は法人名称】：

(開設者が法人の場合はその代表者の職・氏名)：

2. 設計に従事することとなる建築士及び建築設備士

(設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にはあわせてその旨を記載する)

【氏名】	【資格】( )建築士( )登録第	号
【氏名】	【資格】( )建築士( )登録第	号
【氏名】	【資格】( )建築士( )登録第	号
【氏名】	【資格】( )建築士( )登録第	号
【氏名】	【資格】( )建築士( )登録第	号
【氏名】	【資格】( )建築士( )登録第	号
【氏名】	【資格】( )建築士( )登録第	号
【氏名】	【資格】( )建築士( )登録第	号

(業務に従事することとなる建築設備士)

【氏名】	【資格】建築設備士	第	号
【氏名】	【資格】建築設備士	第	号

3. 設計の一部を委託しようとする予定の再委託先(注1)

再委託する業務の概要	再委託先の建築士事務所の名称及び所在地並びに区分(一級、二級、木造)	開設者の氏名又は法人名称(開設者が法人の場合は法人名称及び代表者の職氏名)
	名称： 所在地： 区分：(一級、二級、木造)建築士事務所	
	名称： 所在地： 区分：(一級、二級、木造)建築士事務所	
	名称： 所在地： 区分：(一級、二級、木造)建築士事務所	
	名称： 所在地： 区分：(一級、二級、木造)建築士事務所	

(注) 欄が不足する場合は適宜追加して下さい。

(注1) 再委託先は、契約後、業務計画書により発注者の承諾を受けるようにしてください。補助業務のみを再委託する場合は記載する必要はありません。